

令和5年1月27日

お客さま各位

横浜幸銀信用組合

### 普通預金等残高1万円未満の口座解約手続きの対応について

平素より当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、令和5年4月3日（月）から、個人・個人事業主のお客さまを対象に残高1万円未満の預金口座に対する解約手続きにおいて、お届出印の押印不要とする取扱いを開始します。

#### 記

##### 1. 対象顧客

個人および個人事業主

##### 2. 対象口座

普通預金口座、総合口座預金（但し、総合定期預金残高が0円であること）

##### 3. 解約条件

- (1) 普通預金通帳または総合口座通帳を提出できること
- (2) 預金者本人が窓口にご来店いただけること
- (3) 預金者本人の写真付き公的証明書（運転免許証・マイナンバーカード等）の提示が可能であること

※お届印の捺印に代わり、写真付き公的証明书写しを徴求させていただきます。

##### 4. ご持参いただくもの

- ・預金通帳・キャッシュカード（発行している場合）
- ・ご本人様の写真付きの公的証明書（運転免許証・マイナンバーカード等）

以上